

## 令和 6 年度第 1 回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議会議録

日時 令和 6 年 8 月 16 日 (金)

午後 1 時 59 分から午後 2 時 45 分まで

場所 一宮市保健所 4 階 大会議室

発言者	発言内容
事務局 (清須保健所次長)	<p>定刻より若干早いですが、委員の皆様がそろわれましたので、只今から、令和 6 年度第 1 回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。</p> <p>私は、会議の進行を務めさせていただきます清須保健所次長の河野と申します。よろしくお願いします。</p> <p>開会にあたりまして、清須保健所長の栗木からごあいさつ申し上げます。</p>
事務局 (清須保健所所長)	<p>皆さんこんにちは。清須保健所の栗木でございます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日、皆様には大変お忙しい中、そして、とても暑い中、尾張西部圏域保健医療福祉推進会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃皆様方にはそれぞれのお立場で保健医療福祉行政の推進のため、格別の御理解と御支援をいただきまして、ありがとうございます。重ねて厚く御礼申し上げます。</p> <p>8 月 8 日には南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意というものが発令され、皆様方も普段の備えの確認等をされたのではないかと思います。</p> <p>愛知県においても、災害対策本部を設置しまして、体制を整えたところです。15 日までは 24 時間体制で注意していましたが、昨日の 5 時に解除され、通常の体制に戻りました。合わせて本日は関東方面に台風が接近しており、JR も名古屋と東京間は不通となっています。自然災害はいつ来るか分からぬですし、それに対する医療、福祉の備えが大切です。皆様の御支援、御協力を願いしたいと考えています。</p> <p>さて、本日の保健医療福祉推進会議でございます</p>

が、愛知県地域保健医療計画に定めます 2 次医療圏における保健医療福祉に関する施策につきまして、円滑かつ効果的に実行するために御意見を賜るとともに、関係者の皆様方との更なる連携を図ることを目的といたしまして、年に 2 回開催しているものでございます。

本日は、御手元の会議次第のとおり 1 つの議題と 7 つの報告事項を用意しています。

報告事項の尾張西部医療圏保健医療計画につきましては、前年度の保健医療福祉推進会議で皆様方から御意見をいただきまして、令和 6 年 3 月 18 日に開催されました 2023 年度第 2 回愛知県医療審議会において答申されたものでございます。

地域の誰もが健康で安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、皆様方の御協力をいただきたいと思いますので、限られた時間ではございますが、活発で忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願いいたします。開会のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局  
(清須保健所次長)

次に資料の確認をさせていただきます。

事前に、会議次第、出席者名簿、配席図、資料 1-1 から資料 1-4、資料 2 から資料 10、参考資料 1、参考のみの資料及び開催要領を配付させていただいたところですが、会議次第につきましては、机上に配付してあるものと差し替えをお願いいたします。

また、本日、当日配付資料といたしまして、令和 6 年度一宮市保健所事業概要を机上に配付しています。

不足している資料がございましたら、お知らせくださいるようお願いします。よろしいでしょうか。

事務局  
(清須保健所次長)

次に本日の出席者でございますが、御出席いただきました皆様を御紹介するのが本来でございますが、時間の関係から御手元の出席者名簿に代えさせていただきます。

今回、出席者名簿に訂正がございまして、社会福祉法人櫻の木福祉会かしの木の里施設長が欠席となっています。

	<p>あと、裏面の事務局側出席者になりますが、清須保健所稲沢保健分室長が欠席、一宮児童相談センターの代表者が佃様に変わっています。</p> <p>また、本日の会議運営についてですが、感染拡大防止の観点から、委員の皆様が発言される際に、事務局からのマイクのお届けを見合わせていますので、恐れ入りますが、発言の際には、地声でゆっくりと発言していただきますようお願いいたします。</p> <p>筆記用具につきましては、机上に配付していませんので、御理解をよろしくお願いします。</p> <p>ペットボトルのお茶につきましては、お持ち帰りいただきますことに御協力をお願いします。</p> <p>次に、傍聴者について、本日は 5 名となっております。</p> <p>それでは、会議に入らせていただきますが、会議の傍聴につきましては、御手元の傍聴心得を遵守していただきますようお願いします。</p>
事務局 (清須保健所次長)	<p>次に、議長の選出です。</p> <p>本会議の議長につきましては、配付しています当会議の開催要領第 4 条第 2 項により出席者の互選により決定することになっています。</p> <p>特に御異議がなければ、一宮市医師会長の櫻井様にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】の声あり</p>
事務局 (清須保健所次長)	<p>ありがとうございます。出席者の皆様の総意として、一宮市医師会長の櫻井様に議長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいま、議長として指名を受けました櫻井でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、これから議事に入りますが、その前に委員の出欠状況及び本日の会議の公開・非公開の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (清須保健所次長)	<p>開催要領第 4 条第 3 項に基づき委員の出欠状況につきまして、報告いたします。</p>

	<p>本会議の構成員の人数は、20名です。</p> <p>午後2時現在の出席委員数は19名、欠席委員数は1名となっています。</p> <p>以上のことから、開催要領第4条第3項に規定されている委員の過半数の出席がなされていることを報告します。</p> <p>また、当会議は、開催要領第5条第1項により原則公開となっています。</p> <p>したがいまして、全て公開で行いたいと思います。</p> <p>なお、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、愛知県のホームページに会議録として掲載することにしていますので、あらかじめ御承知くださるようお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局からの報告のとおり、本会議は、委員の過半数の出席がなされていることを確認しました。</p> <p>また、事務局から説明があったとおり、全て公開で議論したいと思います。</p>
議長	<p>それでは、議題に入ります。議題(1)介護保険施設等の整備計画について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (尾張福祉相談センター 次長)	<p>尾張福祉相談センターワーク次長の宮川と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議題の介護保険施設等の整備計画についてを御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。</p> <p>お手元の資料1-1を御覧ください。今回の整備計画につきましては、特定施設入居者生活介護に係る事前相談票が1件提出されたものでございます。</p> <p>まず、介護保険施設の整備枠の承認に係る手続きについて、御説明させていただきたいと思いますので、資料1-2を御覧ください。介護保険の入所型施設の整備については、介護保険法の指定又は許可を受けるに当たり、各市町村の介護保険計画との整合性を図る観点から、圏域毎に必要整備目標数を決定し、圏域会議において整備枠の承認を受けることとなっています。</p>

事前協議の流れについては、1に記載のとおりでございます。(1)から(3)の手順を経まして、本日は(4)の圏域会議で御審議をいただくところです。

手続きが必要となる介護保険施設の種類は、2に記載の5つでございます。今回、事前相談票の提出がありましたのは、(5)混合型特定施設入居者生活介護です。

ここで、少し補足の説明をさせていただきます。※印の2のところですが、特定施設入居者生活介護については、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームのうち、介護保険法に基づく指定を受けて、その施設が日常生活上の世話、機能訓練などを介護保険サービスとして提供するものを言います。入居者の状態により、介護専用型と混合型がございます。

続きまして、※印の3のところですが、混合型については、入居者が要介護者に限られていないことから、施設定員の7割を介護保険における要介護者のための整備枠として設定することとされています。

次に、資料1-3を御覧ください。尾張西部圏域第9期介護保険施設等整備計画でございます。計画期間は、令和6年度から8年度までの3年間となっています。

一番下の5の混合型特定施設入居者生活介護の表を御覧ください。項目の①6年3月末の数値については、混合型のため、施設定員×0.7で、小数点以下切り捨ての表記となっています。

整備目標から、6年3月末の数値を差し引きいたしました令和6年度整備枠は、右から3列目の下の欄ですが、3名でございます。

次に、資料1-4を御覧ください。圏域内の介護保険施設の設置状況です。市ごとに、施設種類、施設名及び定員が記載しております。

それでは、資料1-1にお戻りください。整備計画の内容ですが、社会福祉法人信竜会からのもので、同法人が稻沢市内に開所しておりますケアハウスの軽費老人ホームについて、今回、混合型特定施設入居者生活介護の定員5名について、追加指定を受けようとするものです。

	<p>現在、軽費老人ホームの定員は35名ですが、そのうち30名は、介護保険法上の混合型特定施設入居者生活介護として、5名は一般分の型として運営しています。今回はこの5名を混合型特定施設に転換することにより、35名の定員全てを混合型特定施設として運営を予定しているものでございます。</p> <p>なお、この転換にあたっては、既存の施設として居室がございますので、改修工事は不要です。</p> <p>整備予定定員は5名ですが、混合型のため、整備枠としては3名です。先ほど御説明しました令和6年度の整備枠3名の範囲内となっています。</p> <p>この計画につきましては、整備予定地である稻沢市に参考意見を求め、特段の意見なしの回答を得ていますとともに、今年7月に書面開催しました尾張西部圏域の研究会において、圏域内の全市の了解が得られておりましたことから、承認することとしたいと考えています。</p> <p>説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。
議長	それでは、議題(1)について、開催要領に基づき採決を行います。
	議題(1)介護保険施設等の整備計画について、説明のとおり承認とすることに賛成の方は、挙手願います。
	【賛成者 挙手】
議長	ありがとうございます。挙手全員と認めます。 よって、本議案は、全員一致で事務局案が承認されました。
議長	これをもちまして、議題を終了させていただきます。
	次に、報告事項(1)愛知県地域保健医療計画別表更新事務取扱要領の改正について、事務局から説明し

<p>事務局 (清須保健所課長補佐)</p>	<p>てください。</p> <p>清須保健所総務企画課の岡部と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>資料2の愛知県地域保健医療計画別表更新事務取扱要領の一部改正の概要を御覧ください。</p> <p>令和6年3月18日に開催しました愛知県医療審議会において承認いただき、同日、知事へ答申され、同年3月29日に公示されました。愛知県地域保健医療計画に関連しまして、愛知県地域保健医療計画別表更新事務取扱要領も一部改正がございました。</p> <p>主な改正内容といたしまして、大きく3つございます。</p> <p>1つ目として、基本方針のうち第2の基本方針及び第3のG-MIS及び医療情報ネットの情報による更新及び第4の分娩の実施状況等の調査結果による更新について、愛知医療機能情報公表システム、いわゆるあいち医療情報ネットの情報を確認から医療機関等情報支援システム、略してG-MIS及び医療機能情報提供制度、略して医療情報ネットの情報を確認し、別表の更新を行うことに変更となっています。</p> <p>その理由といたしましては、愛知県医療機能情報提供制度実施要領により、各医療機関の管理者は、都道府県知事に自らの医療機能情報を1年に1回以上報告することが義務付けられており、あいち医療情報ネットにより、報告、公表を行っていましたが、システム移行により、報告はG-MIS、公表は医療情報ネットのナビィになったことによるものです。</p> <p>2つ目としては、第5のその他の更新の(2)について、医療措置協定に基づく協定指定医療機関の追加の文言を追加したものです。こちらの理由としましては、第8次医療計画より、新興感染症発生・まん延時における医療が追加され、医療措置協定に基づく協定指定医療機関が新たに規定されたことによるものです。</p> <p>3つ目としては、(3)について、精神科救急医療体制に後方支援基幹病院、第2次救急医療体制に搬送協力医療機関及び第3次救急医療体制の医療機関の</p>
----------------------------	---

	<p>文言を追加したものです。こちらの理由については、医療計画別表に準じて追記したことによるものです。</p> <p>御手持ちの資料 3 を御覧ください。こちらは今回の事務取扱要領の一部改正の新旧対照表になります。</p> <p>御手持ちの資料 4 を御覧ください。こちらは今回の事務取扱要領改正後の条文となります。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願ひします。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>次に、報告事項(2)災害拠点病院の地域災害拠点病院の指定について、事務局から説明してください。</p>
事務局 (清須保健所課長補佐)	<p>資料 5 の災害拠点病院一覧を御覧ください。こちらについては、太枠で囲ってあります稻沢市民病院が令和 6 年 2 月 5 日に開催しました愛知県医療審議会 5 事業等推進部会において承認いただき、同年 4 月 1 日付けで地域災害拠点病院として指定されました。なお、同時に蒲郡市民病院も地域災害拠点病院として指定されています。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願ひします。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>次に、報告事項(3)新型コロナウイルス感染症に係る病床設置の医療法上の特例とする病床の取扱い終了について、事務局から説明してください。</p>
事務局 (清須保健所課長補佐)	<p>資料 6 の新型コロナウイルス感染症の令和 6 年 4 月以降の医療提供体制及び公費支援等についてを御覧ください。令和 6 年 3 月 5 日付け厚生労働省並びにこども家庭庁より新型コロナウイルス感染症の令和 6 年 4 月以降の医療提供体制及び公費支援等についての事務連絡がありました。</p> <p>概要を申し上げますと新型コロナウイルス感染症について、令和 5 年 5 月 8 日から感染症法上の位置</p>

づけが 5 類感染症に変更され、医療提供体制については、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととされており、6 ページにございます 3 の入院医療体制の基本的考え方において、本年 4 月以降は、病床確保料を廃止し、病床確保によらない形での入院患者を受け入れる通常の医療体制へと移行いたしました。

以上により、医療法上の特例とする病床の取扱い終了となります、尾張西部圏域内において対象となりますのは、一宮西病院及びいまいせ心療センターとなります。

なお、こちらについて、7 ページから 9 ページの高齢者施設等における対応にございますとおり、高齢者施設等の職員が初動対応相談できる相談窓口の設置に対する支援や高齢者施設等における電話、オンライン診療の体制構築支援及び 9 ページから 10 ページの障害者施設等における対応における利用者又は職員に感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費の補助、感染者が発生した障害者施設等における応援職員の派遣等に対する支援及び退院患者の受入促進のための補助についても本年 3 月末で終了しています。説明は以上です。

議長

ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

議長

次に、報告事項(4)尾張西部医療圏保健医療計画について、事務局から説明してください。

事務局  
(清須保健所課長補佐)

資料 7 を御覧ください。こちらの資料については、愛知県地域保健医療計画の抜粋で、第 3 部第 12 章の尾張西部医療圏の部分になります。

令和 6 年 2 月 7 日開催の第 3 回の本保健医療福祉推進会議において内容を御承認いただき、令和 6 年 3 月 18 日開催の第 3 回愛知県医療審議会において愛知県地域保健医療計画として決定されて公示されています。また、5 疾病において記載内容の見直しを行

	<p>つており、歯科保健医療対策については、県全体の計画に統合されています。</p> <p>なお、今まで5事業であったものが、20ページにございます新興感染症発生・まん延時における医療対策の項目が追加され、6事業となっています。また、病診連携等推進対策、高齢者保健医療福祉対策、薬局の機能強化等推進対策、健康危機管理対策が削除され、県全体の計画に統合されています。</p> <p>その他、体系図などの県全体の計画に統合できるものの削除等がございます。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>次に、報告事項(5)愛知県外来医療計画について、事務局から説明してください。</p>
事務局 (清須保健所課長補佐)	<p>資料8を御覧ください。こちらの資料については、愛知県地域保健医療計画の抜粋で、第4部の外来医療計画の部分になります。</p> <p>1の策定の趣旨を御覧ください。こちらについては、平成30年7月に医療法及び医師法の一部を改正する法律が制定され、都道府県は外来医療計画を策定して、外来医療に関する情報の提供を行うとともに、外来医療機関間での機能分化、連携の方針等を協議する場を設置して、外来医療に係る取り組みを推進することとなったものです。</p> <p>なお、計画の期間は2にございますとおり、愛知県地域保健医療計画の改定にあわせて令和6年度から令和8年度までの3年間となっています。</p> <p>3の外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定を御覧ください。外来医療計画では国のガイドラインに基づき、外来医師の偏在の状況を客観的に示す指標として、2次医療圏単位で外来医師偏在指標を定めることとされており、値が全国の上位33.3%までに該当する2次医療圏を外来医師多数区域として設定することとされています。本県においては、名古屋・尾張中部医療圏のみが外来医師多数区域となっています。</p>

	<p>4 の外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場の設定を御覧ください。都道府県は、医療法第30条の18の4の規定に基づき、2次医療圏ごとに診療に関する学識経験者の団体、その他の医療関係者、医療保険者、その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、外来医療機能の偏在、不足等への対応に関する事項等について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとされています。また、協議の場については、地域医療構想調整会議を活用することが可能とされており、本構想区域の地域医療構想推進委員会を外来医療計画策定後の協議の場として設定します。</p> <p>その他の項目については、国のガイドラインに大きな改定はありませんので、基本的にこれまでどおりの取組みですが、今回の改正されました点については、14ページの7の外来機能報告についてにおいて、外来医療の実施状況や紹介患者への外来を担う意向等を確認し、地域の協議の場における協議を経た医療機関である紹介受診重点医療機関に関する記載が追加されています。ちなみに本医療圏内における紹介受診重点医療機関については、一宮市立市民病及び総合大雄会病院が該当しています。説明は以上です。</p>
議長	ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。
議長	次に、報告事項(6)病床整備計画のスケジュール案について、事務局から説明してください。
事務局 (清須保健所課長補佐)	<p>参考の資料の愛知県地域保健医療計画における基準病床数についてを御覧ください。こちらについては、愛知県地域保健医療計画が改正され、名古屋・尾張中部及び東三河地域を除く地域は、一般病床及び療養病床で非病床過剰地域になったことから、尾張西部医療圏においても令和6年度から令和11年度における新基準病床数が622床増床されています。</p> <p>資料9の令和6年度病床整備計画スケジュール(案)を御覧ください。案としている理由については、</p>

今後も変更する可能性があることから、あえて案としています。本スケジュール案は、愛知県保健医療局健康医務部医療計画課により示されたスケジュール案であり、先程申し上げたとおり、尾張西部医療圏が対象となったことに伴い、このスケジュール案に沿って進めていくことになります。

内容としましては、既に3月29日に地域保健医療計画の公示がされており、病床に関する周知が、ウェブページ及び愛知医報等で適宜周知されているところです。また、5月13日に新基準病床数から既存病床数を引いた整備可能病床数が発表されており、先程申し上げましたとおり、尾張西部医療圏においても対象となっています。なお、こちらの整備可能病床数については、10月下旬にも改定の予定があります。

病床整備に関する意向調査が6月10日から7月9日になっていますが、意向調査終了後でも整備可能病床数の範囲内であれば受け付けるとされています。意向調査が終わり、適宜、地域医療構想推進委員会による意見交換及び愛知県医療審議会医療体制部会を開催する予定となっています。

また、病床整備計画の受け付けは、11月となっていますが、その間に地区医師会及び病院団体協議会との協議を隨時実施していくことになります。病床整備計画の受け付け後、12月から1月に地域医療構想推進委員会を開催し、愛知県医療審議会医療体制部会が3月に開催される予定となっています。なお、事前相談については、4月より病床整備計画受付期間である11月まで適宜受け付けています。説明は以上です。

議長

ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

はい。伊藤先生お願いします。

総合大雄会病院・社会  
医療法人大雄会理事長

大雄会の伊藤です。基準病床数が決まった推移については、かなり大きな協議が重ねられて、この数字に落ち着いたわけですが、実は、基準病床数との齟齬の中で、これをどう整理していくかが、非常に大きな問題です。

	<p>国の会議で、新たな地域医療構想等を検証する検討会の中で、地域医療構想の必要病床数と基準病床数に齟齬があることについて、もう一度調整する方向性が打ち出されている中で、この基準病床数だけで見るとこの地域は、病床不足地域ということになってしまうことは懸念されるところです。</p> <p>国がこれから方針を検証して、基準病床の在り様をもう少しきちんと決めていこうという中で、今回、当医療圏は病床が不足しているという形で示されている状況に対して、病床を新たに増床しようという動きが出てきた時は、慎重に検証すべきと思います。</p> <p>その点も是非、御確認をいただきたいと思いますが、その点はどのように考えたらよろしいですか。</p>
議長	ただいまの伊藤委員からの質問について、事務局の方からお答えいただきたいと思います。
事務局 (清須保健所所長)	<p>この考え方については、伊藤委員のおっしゃったとおりで、8月30日に開催予定の愛知県医療審議会医療体制部会で意見交換されると聞いています。そのうえで改めて示されると聞いています。</p> <p>今は具体的な説明はできませんが、そこで決まったものが新たに示されることになります。資料9はスケジュール案になっていますので、案がとれて、正式なスケジュールと考え方が示されると理解しています。</p>
総合大雄会病院・社会医療法人大雄会理事長	<p>ありがとうございます。スケジュール案のことですでの、早急に物事が進むということではなくて、きちんともう一度、県で詰めたものをベースに新たに協議することだと思いますので、それについては、地区医師会と病院団体協議会との理解をきちんと経たうえで進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	ありがとうございます。他に御意見等はございませんでしょうか。
議長	ただいま伊藤委員から発言がありましたが、急激

	な物事の変更ですので、慎重に進めていきたいと思っています。事務局や県については、慎重な対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。 他に御意見等はよろしいでしょうか。
議長	次に、報告事項の(7)尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会の状況について、事務局から説明してください。
事務局 (清須保健所課長補佐)	<p>令和6年7月12日開催の令和6年度第1回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会の状況について御説明させていただきます。資料10を御覧ください。</p> <p>議題(1)の具体的対応方針(役割)の決定について、各病院及び各有床診療所の2025年における4疾患5事業及び在宅医療の医療提供体制で担う役割、4機能別病床数等について協議し、承認されました。</p> <p>報告事項は5点あり、1つ目が、愛知県外来医療計画の改訂について、事務局より説明を行い、合意が得られました。</p> <p>2つ目が、本年度以降の地域医療構想推進委員会の進め方について、事務局より説明を行い、合意が得られました。</p> <p>3つ目が、新型コロナウイルス感染症に係る病床設置の医療法上の特例とする病床の取扱い終了について、事務局より説明を行い、合意が得られました。</p> <p>4つ目が、病床整備計画のスケジュール(案)について、事務局より説明を行い、合意が得られました。</p> <p>5つ目が、医療機器の共同利用について、一宮市立市民病院から2件、総合大雄会病院から2件、医療法人豊潤会松浦眼科医院、現在は、たなけん脊椎・眼科クリニックと名称が変更しています1件の計5件から所管保健所に提出があった内容について報告し、合意が得られました。説明は以上です。</p>
議長	ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。
議長	それでは、事務局、その他として何かありますか。

事務局 (清須保健所次長)	事務局から 2 点申し上げさせていただきます。
事務局 (一宮市保健所専任課長)	<p>一宮市保健所の榎戸と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>資料はございませんが、令和 5 年度第 1 回の尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会において、必要性があると承認されました一宮医療療育センターの 8 床増床についての経過報告をさせていただきます。</p> <p>既に 8 床の内、4 床の使用許可は報告させていただいているところでございますが、残りの 4 床につきましても、令和 6 年 4 月 1 日に一宮市保健所から使用許可をいたしましたことを御報告させていただきます。よろしくお願ひします。</p>
事務局 (清須保健所次長)	<p>令和 6 年度一宮市保健所事業概要の資料については、お帰りになられてから、お時間のある時に、御覧いただければと思います。</p> <p>また、疑問点等ございましたら、一宮市保健所まで連絡いただければ、御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。以上です。</p>
議長	<p>その他として 2 つの報告事項がありましたが、それ以外につきましても、出席委員の方々から他に何かございましたら、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>他に御意見等もないようですので、これをもちまして、議事を終了させていただきます。</p> <p>皆様の御協力により、議事が円滑に進みましたことをお礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局へ進行を戻します。</p>
事務局 (清須保健所次長)	ありがとうございました。閉会にあたりまして、清須保健所長からごあいさつ申し上げます。
事務局 (清須保健所所长)	<p>本日は皆様ありがとうございました。</p> <p>皆様方には、今後ともこの地域での保健医療福祉</p>

事務局  
(清須保健所次長)

の推進に関しまして、引き続き御支援、御協力いただきますようお願ひいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

ありがとうございました。会議の冒頭に申し上げましたが、本日の会議の内容につきましては、後日、会議録として愛知県のホームページに掲載することにしていますが、掲載内容につきましては、事務局が作成したものを、事前に発言者の方に御確認いただくことにしており、事務局から連絡があった場合には、御協力くださるようお願いいたします。

これをもちまして、令和6年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。